

相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号)第5条に基づき、令和7年度予算編成方針を定める。

令和6年10月15日

相模原市長 本村賢太郎

## 令和7年度 予算編成方針

### 第1 はじめに

#### 1 本市財政を取り巻く環境

国の月例経済報告(令和6年9月)によると、我が国の景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意すべき状況にあるが、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。なお、市内経済団体が実施した景況感に関する調査によると、市内においても業種により差はあるものの、同様の傾向が示されている。

また、コロナ禍の影響から脱し、ポストコロナの経済社会へ移行する中で、33年ぶりの賃上げ水準が実現するなど、物価と賃金の好循環の流れができつつある中、デフレからの脱却に向けて、今後も物価上昇や賃上げが進んでいくものと見込まれる。

こうした状況の下、本市の財政状況としては、市税収入が堅調に推移していく中、令和5年度決算においては、財政調整基金残高が前年度に引き続き増加し、経常収支比率についても指定都市平均並みに改善するなど、「相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)に位置付けた各種取組が着実に進められたことなどにより、改革プラン策定当時に想定された危機的な状況を回避し、財政健全化の目標の早期達成について見込みが立つ状況となった。

## 2 「相模原市行財政構造改革プラン」の終了及び「(仮称)さがみはら都市経営戦略」の策定について

改革プランについては、財政健全化の目標の早期達成が見込まれることから、令和6年度末をもって終了することとする。

こうした中、本市が将来にわたり更なる成長・発展を続けていくためには、引き続き、不断の行財政改革に取り組みつつ、必要な施策をより効果的かつ強力に推進し、多くの人や企業に選ばれる魅力的なまちづくりを進める必要がある。

このため、総合計画の基本構想で描く本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、将来を見据えた持続可能な都市経営を推進するための戦略を示すものとして「(仮称)さがみはら都市経営戦略」(以下「都市経営戦略」という。)の策定に取り組むこととする。

## 3 令和7年度の収支見通し

令和7年度の一般会計の収支見通しは、歳入において、市税が本年度当初予算額と比べて増収が見込まれることなどにより、歳入全体では約3,639億円を見込んでいる。一方、歳出においては、扶助費の増加が引き続き見込まれることや改修・更新の時期を迎える公共施設の長寿命化事業費の増加などにより、歳出全体では約3,647億円を見込んでおり、歳入歳出の全体では、別紙のとおり、約8億円の財源不足額が生じる見込みとなっている。

また、物価高騰対応やエネルギーの安定供給確保など様々な課題に直面し、歳入歳出両面の見通しが不透明であることから、引き続き、社会経済情勢の動向等を注視する必要がある。

【参考：一般会計予算規模】

年 度	当初予算額
令和6年度	3,415億円
令和5年度	3,286億円
令和4年度	3,112億円

## 第2 予算編成に当たっての基本的な考え方

### 1 予算編成の考え方

令和7年度予算については、今後策定予定の都市経営戦略策定方針や令和6年3月に策定した「相模原市総合計画推進プログラム」（以下「推進プログラム」という。）及びその更新に向けた検討状況を踏まえ、次の視点で編成を行う。

なお、編成に当たっては、財政の健全性を維持しつつ、効率的・効果的に事業を実施するため、所要額及び内容を十分精査の上、適正な額で計上するものとする。

- (1) 総合計画の計画期間が残り3年となり、新たなステージとなる次期計画も見据えた中で、基本構想で描く本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、「本市が特に重点的に力を入れる取組」である「少子化対策」、「雇用促進対策」及び「中山間地域対策」や「本市の個性を生かす分野」として設定する「子育て」、「教育」及び「まちづくり」事業に要する経費を確実に計上し取組を進める。
- (2) 都市経営戦略を策定することとなった背景を踏まえ、企業誘致、戦略的なシティプロモーションなど、本市の成長・発展につながる効果的な施策に要する経費を計上する。
- (3) 子ども関連経費については、高まる社会的ニーズを的確に捉えるとともに、本市の優位性を高めるため、効果的かつ戦略的に計上する。
- (4) 税源涵養に資するまちづくり事業に係る経費を始め、その他必要な投資的経費を確実に計上する。
- (5) 物価上昇による影響を踏まえた上で、市民の暮らしの安全・安心の確保に要する経費など、市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費を確実に計上する。
- (6) 社会的弱者を始め「誰一人取り残さない社会」の実現というSDGsの理念や目標を踏まえ、必要な経費は適切に計上する。
- (7) 義務的経費等を除いた行政運営推進経費については、令和6年度当初予算における一般財源を基本として予算の編成を行うこととし、社会経済情勢の変化等に伴う事業のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に検討する。

## 2 予算編成における財源不足額の解消

現時点で見込まれている財源不足額については、今後の予算編成作業の中において、歳入歳出の精査を行い、収支均衡を図る。

### 第3 予算編成に当たっての留意事項

#### 1 財政硬直化の改善に向けた取組

令和5年度決算における経常収支比率は、前年度と比べると0.9ポイント減少の96.0%となったが、扶助費を始めとする義務的経費が毎年増加していく中であっても、引き続きこの水準を維持しつつ更なる改善を図るため、経常経費の見直し及び歳入の確保に係る取組を積極的に行う。

#### 2 持続可能な行財政基盤の構築

標準的な行政運営の経費水準である基準財政需要額を踏まえた予算分析（基準財政モデル）を参考にして、予算配分の見直しを行い引き続き持続可能な行財政基盤の構築に取り組む。

#### 3 財源の確保

##### (1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等を確保する。

##### (2) 特定財源の確保

国等の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視し、国等との間で事前に十分な協議を行うとともに、国・県補助事業についても市負担を生じること留意しつつ、国庫補助金等を積極的に確保する。

また、国等の施策を再度総ざらいし、既存の市単独事業についても活用が可能な国庫補助金等があれば積極的に確保する。

併せて、必要に応じ、適時適切に制度改正の要望を行う。

##### (3) 市有財産の有効活用

不要となった用地については積極的に処分するとともに、未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなどの有効活用を

図るなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を行う。

また、市有財産の貸付けに当たっては、適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行う。

#### (4) 適切な市債の発行

建設事業については、市民負担の世代間の公平のためにその財源として、市債を積極的に活用し着実に事業を進めるとともに、可能な限り元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利なものを活用する。

#### (5) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。

### 4 公共施設の長寿命化事業

公共施設の長寿命化事業に係る経費については、「相模原市公共施設等総合管理計画」及び各個別施設計画に基づき、着実に取り組む。

また、公共建築物の再編・再配置に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」に基づき取り組む。

### 5 持続可能な都市経営の推進

積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・見直しによる既存事業の廃止・縮小・統合・改善・効率化などを進め、安定的かつ持続的に行政サービスを提供する。

また、P D C Aサイクルを的確に展開することで、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持って取り組む。

### 6 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直し等について、予算編成へ適切に反映する。

### 7 民間活力の活用

「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止に取り組むとともに、真に行政が提供すべきサービスについては、民間企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法を活用し、サービスの向上や経費の節減に取り組む。

## 8 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

物価高騰を始めとする緊迫した社会経済情勢の中、国における各種政策の実施により、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、情報収集に努めるなど国の動向を的確に把握する。

予算編成に当たっては、国の制度改正の詳細が明らかになっているもの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

## 9 職員の意識改革と組織風土の変革

職員一人ひとりが、その役割を理解し、改革意識をもって自律的に事務事業を推進することができるよう、引き続き、職員の意識・能力の向上に職場全体として取り組めるよう風土づくりを進める。

## 10 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰入金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化を図る。

## 第4 予算見積り・財源の配分について

枠配分経費・枠外経費の財源配分を設けないこととし、全ての事務事業経費について、所管局区において事業効果を検証し、十分な精査を行った上で所要額を見積もる。

以上

## 令和7年度の収支見通し（一般会計） 事業費ベース

## 1 歳入

（単位：億円）

	令和6年度 当初予算額	令和7年度 予算見込額	令和6年度との比較		
			増減額	伸率	
(1) 市税	1,342	1,422	80	6.0%	
	うち個人市民税	597	652	55	9.2%
	うち法人市民税	60	60	0	0.0%
(2) 地方譲与税・交付金	314	284	▲ 30	▲ 9.6%	
(3) 地方交付税	266	282	16	6.0%	
	うち普通交付税	256	273	17	6.6%
(4) 国・県支出金	919	1,003	84	9.1%	
(5) 市債	209	271	62	29.7%	
	うち建設債	154	246	92	59.7%
	うち災害復旧債	8	8	0	0.0%
	うち臨時財政対策債	47	15	▲ 32	▲ 68.1%
(6) その他	365	377	12	3.3%	
合計(A)	3,415	3,639	224	6.6%	

## 2 歳出

(1) 人件費	804	824	20	2.5%	
(2) 公債費	257	246	▲ 11	▲ 4.3%	
(3) 扶助費	1,071	1,160	89	8.3%	
	うち市単独事業分	150	134	▲ 16	▲ 10.7%
(4) 繰出金	213	224	11	5.2%	
(5) 長寿命化事業費	109	180	71	65.1%	
(6) 行政運営推進経費 （(1)から(5)までの経費以外）	961	1,013	52	5.4%	
合計(B)	3,415	3,647	232	6.8%	

## 3 収支

収支(C) = (A) - (B)	0	▲ 8		
-------------------	---	-----	--	--

## ※ 令和6年9月時点における見込み

## 試算の考え方

## ○歳入

市税や地方譲与税・交付金については、制度改正や社会経済情勢等を踏まえて見込んだ。  
地方交付税、臨時財政対策債については、市税等の見込みや国の地方財政収支の仮試算等を踏まえて機械的に見込んだ。

国・県支出金や建設債等については、歳出の特定財源として見込まれているものを反映した。

## ○歳出

義務的経費（人件費、公債費、扶助費、繰出金）については、過去の実績や将来人口推計等を踏まえて見込んだ。

長寿命化事業費については、相模原市公共施設等総合管理計画等を踏まえて見込んだ。

行政運営推進経費については、法令改正等に伴う必然的な増減及び今般の物価高騰に対応する経費などを反映した。